

# 令和8年度国保事業費納付金等の算定結果【概要】

## 1 算定結果の概要等

- 令和8年度国保事業費納付金を250億6,904万円と算定。  
令和7年度（237億8,887万円）と比べ、12億8,017万円増加。
- 令和8年度の1人当たり納付金は191,517円で、令和7年度（175,123円）と比べ、16,394円増加。

### 【国保事業費納付金の算定結果】

	令和8年度	令和7年度	増減
納付金総額	250億6,904万円	237億8,887万円	12億8,017万円
1人当たり納付金額	191,517円	175,123円	16,394円
うち医療分	120,404円	109,785円	10,619円
うち後期分	33,058円	32,145円	913円
うち介護分	34,463円	33,193円	1,270円
うち子ども分	3,592円	—	3,592円

- 令和8年度における被保険者数（年度平均）を149,303人と推計。  
令和7年度推計値（156,095人）から6,792人減少する見込み。

### 【被保険者数の推計結果】

	令和8年度	令和7年度	増減
被保険者数	149,303人	156,095人	▲6,792人
うち18歳以上	138,506人	—	—
うち70歳未満	106,598人	109,950人	▲3,352人
うち70歳以上	42,705人	46,145人	▲3,440人

#### （1）医療分

- 令和8年度における医療費総額を約825億1,128万円、1人当たり医療費を552,643円と推計。令和7年度推計（529,457円）と比べ、23,186円増加する見込み。
- 医療費の推計は、診療費の推計に一定割合を加算して算定しているため、診療費の推計の内訳を次に示す。

※ ここでの「診療費」は、療養の給付等（入院、入院外、歯科、調剤、食事療養、生活療養及び訪問看護）を計上している。  
また、「医療費」は、「診療費」に加えて療養費及び移送費を計上している。

# 令和8年度国保事業費納付金等の算定結果【概要】

## 1 算定結果の概要等(続き)

- 令和8年度における診療費総額を約820億2,074万円と推計。令和7年度推計（約821億4,160万円）と比べ、約1億2086万円減少する見込み。
- 令和8年度における1人当たり診療費を549,358円と推計。令和7年度推計（526,228円）と比べ、23,130円増加する見込み。

### 【診療費の推計結果】

	令和8年度	令和7年度	増減
診療費総額	820億2,074万円	821億4,160万円	▲1億2086万円
うち70歳未満	506億8,139万円	501億7,668万円	5億471万円
うち70歳以上	313億3,935万円	319億6,492万円	▲6億2,557万円

- 県全体で支え合うために、納付金算定において共通の経費とする出産育児一時金、葬祭費、審査支払手数料は、約4億2,630万円と推計。令和7年度（約3億2,543万円）の納付金算定額と比べ、約1億87万円増加する見込み。
- 令和8年度から、後期高齢者医療制度からの出産育児一時金への財政支援（出産育児交付金）が全面的に導入され、出産育児一時金に係る費用の3分の2に対する地方財政措置が廃止されることに伴い、出産育児一時金に係る費用が、出産育児交付金（約1,090万円）及び保険料（税）により賄うこととされた。
- 1人当たり平均所得（医療分）は、最大が高松市の593,312円、最小が小豆島町の413,373円。県平均は526,630円。
- なお、高額療養費自己負担限度額引き上げによる保険給付費への影響については、今後、制度設計が変更される可能性もあるため、納付金算定では考慮していない。なお、制度の見直しにより、保険給付費に剩余が生じた場合は、後年度における納付金の減算財源として活用する。

### （2）後期高齢者支援金分

- 国が示した1人当たり負担見込額は76,450円で、令和7年度（73,570円）より2,880円増加。

# 令和8年度国保事業費納付金等の算定結果【概要】

## 1 算定結果の概要等(続き)

### (3) 介護納付金分

- 国が示した1人当たり負担見込額は89,791円で、令和7年度（87,623円）より2,168円増加。
- 令和8年度における介護保険第2号被保険者数（年度平均）は48,146人と推計。令和7年度推計値（49,240人）から1,094人減少する見込み。

### (4) 子ども・子育て支援納付金分

- 国が示した令和8年度の全国の国保保険者納付金総額は約1,622億8472万円、18歳以上被保険者推計は約2,210.4万人であり、1人当たり負担見込額は7,342円である。

- 各市町の納付金額・標準保険料率 【別添】のとおり

## 2 県が示す算定結果と市町における保険料率

- 市町は、県が示した納付金額、保険料必要額等を参考に、収納率見込み、基金からの繰入等を考慮して、保険料率等を定める。
- ※ 県が示す標準保険料率は、同じ尺度で市町ごとの保険料率を見るためのものであり、市町ごとの事情（基金からの繰入等）を考慮していないため、市町が定める保険料率とは必ずしも一致しない。